# SDGs宣言実施要領

#### 1 目的

- ・市内事業所・団体等におけるSDGsの取組を広く把握すること。
- ・市内事業所・団体等におけるSDGSの取組を促進すること。
- ・市内事業所・団体等におけるSDGsの取組の優良事例の発掘と横展開を図ること。
- ・市内事業所・団体等におけるSDGsの取組状況を市公式ホームページや広報紙を用いて市内外に向けて情報発信すること。

## 2 資格

以下の全てを満たす事業所・団体等

- ・市内において事業を行い、又は活動を行う個人事業主、法人、教育機関その他の団体
- ・暴力団、暴力団員及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。
- ・市のSDGsの推進に賛同し、その取組に協力すること。
- ※小学校から高校までは学校単位で届け出ることができます。
- ※市内に複数の事業所を有する企業は事業所ごとに届け出ることができます。
- ※自治会や郷づくり推進協議会単位で届け出ることができます。

#### 3 宣言後の取扱い

- SDGs宣言書を交付します。
- ・取組に対する定期的な報告は不要です。
- ・宣言事業所・団体等の一覧を福津市公式ホームページ上で公表します。
- ・福津市が参加する各種会議等で、先進企業等による取組としてその内容を情報発信します。

## 4 届出期間

随時受付中

## 5 届出方法

福津市ホームページに掲載の所定様式に必要事項を記載の上、①または②のいずれかの方法により届け出てください。

- ① メール machizukuri@city.fukutsu.lg.jp
- ② 持参 福津市役所 本館2階 まちづくり推進室 経営戦略係

#### 6 その他

SDGs宣言を行った企業・団体に対し、啓発イベント等において取組事例の発表を依頼することがあります。

## 7 問い合わせ先

福津市 まちづくり推進室 経営戦略係

〒811-3293 福津市中央1-1-1

電話:0940-43-8121 E-mail:machizukuri@city.fukutsu.lg.jp